

高島町病院事業管理規程第2号

公立高島病院看護師等奨学資金貸与規程を次の様に定める。

平成23年12月1日

高島町病院事業管理者 大浦利延

公立高島病院看護師等奨学資金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、卒業後、公立高島病院（以下「病院」という。）に勤務しようとする者に対し、予算の範囲内で奨学資金を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の資格)

第2条 奨学資金の貸与を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条から第22条までの規定に基づき文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した養成施設に修学することが決定している者又は修学している者であること。
- (2) 法第7条又は第8条の規定による免許（以下「免許」という。）を受けた後、直ちに病院において看護師等の業務（以下「業務」という。）に従事する意思を有すること。
- (3) 成績が優れ、かつ心身が健康である者
- (4) 返還免除規定のある同種の奨学資金を他から借り受けておらず、また借り受ける予定のない者

(貸与の額)

第3条 奨学資金の貸与の額は、1人月額70,000円とする。

(利息)

第4条 奨学資金には、利息を付さない。

(貸与の期間)

第5条 奨学資金の貸与の期間は、新たに養成施設に修学する者で修学前に奨学資金の貸与の決定を受けた者にあつては修学した月から在学する正規の修学年限の終期まで、在学中の者にあつては奨学金の貸与が決定した月の翌月から在学する正規の修学年限の終期までとする。

(貸与の申請)

第6条 奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、看護師等奨学資金貸与申請書（別記様式第1号）に在学証明書又は入学することを証明する書類等を添えて所定の期日までに高島町病院事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 申請者は、1人の連帯保証人を立て、管理者に申請しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負うものとする。

(貸与の決定等)

第8条 管理者は、第6条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学資金の貸与を決定するものとする。

2 前項により決定したときは、看護師等奨学資金貸与決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項により奨学資金の貸与の決定通知を受けた者（以下「奨学生」という。）は、連帯保証人が連署した誓約書（別記様式第3号）を前項の通知を受けた日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第9条 奨学資金は、年4期に分け、6月、9月、12月及び3月において、それぞれ当該月分までの奨学資金を口座振込により貸与するものとする。

(貸与の休止)

第10条 奨学生が休学又は停学の処分を受けたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から奨学資金の貸与は休止する。

(貸与の決定の取消し)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 養成施設を退学したとき。
- (3) 奨学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (5) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (6) 前号に掲げるもののほか、奨学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(奨学資金の返還)

第12条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内に奨学資金を管理者に返還しなければならない。

- (1) 前条の規定による取消しがあったとき。
- (2) 養成施設を卒業し、免許を受けなかったとき。
- (3) 免許を受けた後、直ちに病院において業務に従事しなかったとき。
- (4) 病院が奨学生を雇用しなかったとき。
- (5) 病院において業務に従事した期間が貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に満たないとき。

(返還の方法)

第13条 奨学資金の返還方法は、一括払い又は月賦とする。ただし、繰上げ返還を妨げない。

2 奨学生は、前条の各号に該当する事由が生じた日から15日以内に看護師等奨学資金返還明細書(別記様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(返還債務の猶予)

第14条 管理者は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 次条第1項第1号に規定する奨学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) 養成施設を卒業した後、他の養成施設に修学している場合で、かつ、当該養成施設を卒業後、直ちに病院における業務に従事する意思を有しているとき。

(3) 災害、病気その他やむを得ない理由により、定められた期限までに返還が著しく困難であると認められるとき。

2 前項により、返還債務の猶予を受けようとする者は、看護師等奨学資金返還猶予申請書(別記様式第5号)に申請事由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、奨学資金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、看護師等奨学資金返還猶予決定通知書(別記様式第6号)により前項の申請者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第15条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の奨学資金の返還の債務を免除することができる。

(1) 免許を受けた後、直ちに病院にて、奨学資金の貸与の期間(疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。)の1.5倍に相当する期間を業務に従事したとき 全額

(2) 病院において業務に従事した期間が貸与の期間の1.5倍の期間に満たないとき
業務に従事した月数を奨学金の貸与を受けた月数の1.5倍の月数で除した数値に奨学金の全額を乗じて得た額

(3) 死亡又は重度心身障害により奨学資金を返還することができなくなったとき 全額又は一部の額

2 前項により、奨学資金の返還の免除を受けようとする者は、看護師等奨学資金返還免除申請書(別記様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、奨学資金の返還を免除する旨の決定をしたときは、看護師等奨学資金返還免除決定通知書(別記様式第8号)により前項の申請者に通知するものとする。

(遅延利息)

第16条 奨学生は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき期日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ返還すべき額について年利5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(辞退届の提出)

第17条 奨学生は、休学、停学若しくは退学したとき、又は奨学資金の貸与を辞退するときは、速やかに看護師等奨学資金辞退届（別記様式第9号）により管理者に届け出なければならない。

(異動の届出)

第18条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届出事項変更届（別記様式第10号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所又は連絡先を変更したとき。
- (2) 振込口座を変更したとき。
- (3) 休学したのち、復学したとき。
- (4) 停学の処分を受け、当該処分が解かれたとき。
- (5) その他管理者が特に必要があると認めたとき。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか奨学資金の貸与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月27日病管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の公立高島病院看護師等奨学資金貸与規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の規定により決定を受けた者については、なお従前の例による。